

# すぺりあ佐屋

- 誰にでも快適なマンションをめざし -

NO. 99

《発行》平成20年(2008)2月1日  
《発行者》スペリア佐屋管理組合理事長

<項目>

- 1、定期総会
- 2、コミュニティ活動に関する細則の変更
- 3、KDDI 携帯電話基地の変更
- 4、届出のお願い
- 5、民生委員・児童委員

## 1、第9回定期総会

既にお知らせしましたように、第9回定期総会を次の様に開催しますので、スケジュール調整のうえご出席下さい。

- 日時 平成20年3月30日(日)午後8時から10時を予定しています。  
午後7時30分より受付します。
- 議案書 定期総会議案書は、3月中旬にお届けいたします。  
議案書と同時に、総会出欠席届を届けますので期日までに必ず提出して下さい。  
また、各議案に対する議決権行使の用紙を届けますので欠席される方は各議案に対する賛否を記入の上期日までに必ず提出お願い致します。  
毎回、期日までの未提出の方が多く苦慮しているのが現実です。
- 説明会 平成20年3月23日(日) 午後7時30分より  
事前の「説明会・質問会」を開催します。  
定期総会では質問時間はありませんので、ぜひご出席下さい。

定期総会に最後まで出席された方には例年通り商品券をお渡しします。  
定期総会、説明会・質問会はいずれも当マンション集会室で行います。  
定期総会までの主なスケジュールは次の通りです。

日 程	曜日	内 容
1月31日	木	平成19年度会計年度締切
2月17日	日	三役会(決算・予算関係の討議)
2月24日	日	理事会・会計監査(決算・予算の討議)
2月末		定期総会議案書の印刷依頼
3月中旬		定期総会議案書の配布
3月16日	日	三役会
3月23日	日	定期総会議案書の説明会・質問会 終了後理事会開催
3月23日	日	総会出欠届提出の締切日
3月30日	日	定期総会 午後7時30分受付開始

## 2、コミュニティ活動に関する細則の変更

(コミュニティ活動に関する細則に一部不具合箇所(現状に即しない)及び、文言を訂正すると共に、同細則は他の細則に比べて、書式が異なるため、統一した書式に変更するもので、基本的内容の変更ではありません。)

スペリア佐屋管理規約に基づき「コミュニティ活動に関する細則」を次の通り定める。

(目的等)

第1条 本細則は、スペリア佐屋の区分所有者及び同居者相互の親睦と福祉を増進し、明るく住みやすいマンションづくりを目的とし、次に掲げる業務を行う。

- 1、イベント活動。
- 2、行政、及び地域に関する業務。
- 3、資源ごみ等廃棄物に関する業務。
- 4、集会室に関する業務。
- 5、備品貸し出しに関する業務。
- 6、住民用の掲示板に関する業務。
- 7、管理組合及び行政・地域が発行する配布物に関する業務。
- 8、ペット飼育に関する業務
- 9、必要に応じ葬儀の手伝い。
- 10、その他、コミュニティに関する業務。

(役員の構成)

第2条 前条の業務を遂行するために、次の役員を置く。

- |        |     |
|--------|-----|
| 一 部長   | 1名  |
| 二 副部長  | 若干名 |
| 三 会計担当 | 1名  |
| 四 運営委員 | 若干名 |

- 2、役員は理事会に於いて選任される。
- 3、コミュニティ部の運営はコミュニティ担当役員と、別に定める班長によって構成する。
- 4、部長、副部長、会計担当は管理組合役員が兼務する。
- 5、運営委員は管理組合役員及び班長より選出する。

(役員の任務)

第3条 部長はコミュニティ部を代表する。

- 2、副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、会計は、コミュニティ部の会計を担当する。
- 4、運営委員は部長の命を受け、全体部会から次の部会までの運営にあたる。
- 5、部長は必要に応じ専門委員会を設けることができる。

(任期)

第4条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(担当)

第5条 第1条の目的達成のために次の担当を置く。

- 一 イベント担当
- 二 回覧物担当

### 三 資源ごみ担当

2、各担当にはそれぞれ、担当部長、副担当部長を選任する。

#### (総会)

第6条 コミュニティ総会は毎年4月に開催し、第1条に関する年間計画及び第5条の担当を決める。

- 2、部長は必要に応じて、イベント前に総会を招集し、イベント内容、イベント予算等の承認を得ること。
- 3、その他、部長は必要に応じて各運営委員会及び総会を招集することができる。

#### (会計等)

第7条 このコミュニティ部の経費は、管理組合が徴収するコミュニティ費、及び寄付金並びに、その他の収入をもって充てる。

- 2、区分所有者及び、その同居者が死亡した時は香典( )円をおくる。
- 3、管理組合が認定した団体に補助金をおくることができる。
- 4、コミュニティ部会計は管理組合会計に組み入れるが、独自に予算・決算を行い、管理組合の会計監査を経て総会に報告し承認を得る。
- 5、予算の過不足により余剰又は不足が生じた場合は、総会の承認を得て管理組合の会計への繰り入れ、又は管理組合会計からの負担を負うことができる。

#### (班長の選任)

第8条 別表により班長を選任する。

- 2、班長は輪番制とし1年交替とする。
- 3、班長の任期は、5月1日より翌年4月末日までの1年間とする。

#### (その他)

第9条 部長は、定期的にコミュニティ部活動について理事会に報告し必要事項は承認を求めるものとする。

#### (細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

#### (発行)

第11条 この細則は、平成17年3月26日より発効する。

以上を第9回定期総会に提案します。

## 3、KDDI 携帯電話基地局の変更

現在、当マンションと KDDI 株式会社との間の契約でツーカー携帯電話の基地局として、南館屋上にアンテナ及び2階に(ラージ自転車置場の上)キューピクルを設置していますが、ツーカー携帯電話の使用は平成20年3月で終了予定です。

KDDI 株式会社から、引き続き AU 携帯電話の基地局として使用したいとの依頼があります。

工事内容として

現在のアンテナを撤去し新型アンテナに変更

現在のキューピクルを新型に交換、それに伴いダクト内配線取替え

工事希望日

平成 20 年 5 月 ~ 7 月中旬予定

賃料

月額                      円 (消費税込)                      年間                      円

現行 月額                      円 (消費税込)                      年間                      円

尚、使用電力料は KDDI 株式会社が全額負担しています。

4、届出についてのお願い。

マンションで生活していて、入居者家族に変更のあった場合、入居者全員が 2 週間以上不在する場合等には、その届け出をすることになっていますが、届出を出さない場合があります。特に引越しされる場合は必ず届け出す様お願いいたします。緊急の連絡を取りたくても連絡先が不明で困った事例が発生しています。また、入居家族に変更の場合も届出を忘れない様お願い致します。

**個人情報を守ります。**

5、民生委員・児童委員の件

1 2 月 1 日付で副理事長 (                      号室 ) が民生委員・児童委員を厚生労働大臣及び愛知県知事より委嘱され、市長より伝達がありました。須依地区の内スペリア佐屋の担当です。任期は 3 年間です。

1 月度理事会

日 時                      1 月 2 0 日 ( 日 ) 午後 8 時 ~ 9 時

出 席                      委任                      欠席 ×

南 西 館			南 東 館			東 館		

2 月度の理事会は 2 月 1 7 日 ( 日 ) の予定です。